

令和 8 年第 8 回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 8 月 2 4 日 (月) 午前 9 時 30 分～10 時 40 分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館 3 階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10 名)

1 番	濱田 誠	2 番	満園 和徳
3 番	市囿 庄一	4 番	東條 治満
5 番	山崎 博文	6 番	平 春行
7 番	古田 妙子	8 番	楠元 伸一
9 番	山内 美千代	10 番	南原 奈美子

(2) 推進委員 (25 名)

11 番	下田 保幸	12 番	兒玉 伸一郎	13 番	野間 菊昭
14 番	池之野 智幸	15 番	豊増 晃正	16 番	水流 新蔵
17 番	原田 弘美	18 番	宮田 裕司	19 番	中間 英俊
20 番	長福 次美	21 番	田上 政喜	22 番	徳留 伸一
23 番	東條 好廣	24 番	平島 賢一	25 番	大野 恵美
26 番	堀之内 睦	27 番	上屋敷 守	28 番	大迫 勝哉
29 番	竹之内 重則	30 番	宮後 文春	31 番	下境田 徳造
32 番	宮脇 純久	33 番	森重 利夫	34 番	上別府 克行
35 番	小坂 幸次				

(3) 職員 (4 名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	後藤 博
農地係主事	中山 晴天
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (- 名)

5 会次第

- | | | |
|-------------|------------------------|--------|
| (1) 議案第 1 号 | 農地法第 3 条許可 (農委) 申請について | (6 件) |
| (2) 議案第 2 号 | 農地法第 5 条許可申請について | (2 件) |
| (3) 議案第 3 号 | 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (4 件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和 8 年第 8 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、農業委員全員の出席で、定足数に達していますので、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名全員の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、3 番市園庄一委員、4 番東條治満委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページから 2 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明 8-1 番 所在：船木字 [] 番 2、畑、農振農用地区域内、857 m ² 、贈与による所有権移転 8-2 番 所在：柏原字 [] 番、田、農振農用地区域内、1,350 m ² 、売買による所有権移転 8-3 番 所在：柏原字 [] 番 3、田、農振農用地区域内、654 m ² 、売買による所有権移転 8-4 番 所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域外、726 m ² 、所在：中津川字下 [] 番、畑、農振農用地区域外、498 m ² 、売買による所有権移転 8-5 番 所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域外、249 m ² 、所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域外、610 m ² 、所在：中津川字 [] 番、畑、農振農用地区域外、505 m ² 、所在：中津川字 []

事務局 (中山)	番、畑、農振農用地区域外、778 m²、所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域外、885 m²、売買による所有権移転 8-6 番 所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域内、1,221 m²、売買による所有権移転 以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1 番。お願いします。
16 番委員	本件は、お母さんからお子様への贈与です。お母さんは高齢でありまして、農業を営める状態ではありません。畑にはお茶が栽培されております。耕作者にも変更がありませんので、農地性とか、境界、用排水等には問題はありません。従って、本申請に問題は無いと判断いたします。以上です。
議長	8-2 番、お願いします。
26 番委員	さんは今、 に住んでおられます。実家はもう誰もいないということです。この畑は、何年も前から さんが作っておられ、 さんから、帰って来ることはないために、買ってくれないかと相談があったそうです。今まで作っていたこともあり、 さんが買うことになったそうです。用排水、進入路、境界も問題ありませんでした。以上です
議長	8-3 番、お願いします。
27 番委員	さんは、高齢のため、田んぼを処分したいとのことでした。5、6 年前から さんが借りて作っていらっしゃいます。進入路、境界等は何も問題はありませんでした。以上です。
議長	8-4 番、5 番、お願いします。
32 番委員	8-4 番について、渡人の さんと受人の さんは同じ集落であります。現在も さんが畑を借りて、イタリアンを植えています。このあと、5 条申請でも出てくるんですが、今回作っているところも是非購入したいということで、 さんに相談したところ、快く引き受けてくれたそうです。 同じく、8-5 番について、 さんも、 にお住まいですが、もとは同じ集落の出であります。同じように、こちら、 さんがイタリアンを植えていて、同じように購入したいと相談したところ、快く受けてくれたということです。境界、進入路等は、問題ありませんでした。よろしくをお願いします。
議長	8-6 番、お願いします。
33 番委員	現地を確認しようとしたところ、草ぼうぼうで、手を入れてない状態でした。再度、確認に行ったところ、草を刈ってありました。隣接する土地の境杭がありませんでしたので、境杭を打つようをお願いしたところ、ちゃんと境杭が打ってありましたので、何も問題は無いと思います。以上で

33 番委員	す。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番から 6 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 8-1 番から 6 番は、許可することに決定いたします。 次に、3 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (後藤)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 3 ページ、8-1 番について説明 8-1 番 所在：船木字 [REDACTED] 番 2、畑、農振農用地区域外、962 m²、地種：第 1 種農地、形態：転用、用途：農家住宅用地、施設：農家住宅、施設面積：101.23 m²、申請事由：申請地を譲り受け（贈与）、農家住宅を建築したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-1 番、お願いします。
16 番委員	渡人は受人のお父さんです。受人はこれまでも、お父さんと一緒に製茶業に取り組んでおられました。受人はもともと、渡人、お父さんと一緒に住んでおられましたけれども、現在は家族とともに、賃貸住宅に住んでおられます。船木にもどり、引き続き製茶業に精進されるものと理解しております。境界、排水、近隣への事を含めて問題は無いと判断いたしました。従って、本申請は、いい農地ではありますけれども、やむを得ないものと判断したところであります。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (後藤)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。また、本件は、第 1 種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 8-1 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願い

議長

いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-1番は、許可することに決定いたしました。

なお、本件は、第1種農地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

次に、3ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(後藤)

議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ、8-2番について説明

8-2番

所在：中津川字[REDACTED]番、畑、農振農用地区域外、447 m²、地種：第2種農地、形態：転用、用途：農業用機械倉庫用地、施設：農業用機械倉庫、施設面積：103.68 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、農業用機械倉庫を建築したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。8-2番、お願いします。

32番委員

この農地は、[REDACTED]さんの住宅のすぐ隣に隣接している畑であります。現在も、[REDACTED]さんが借り受けてイタリアンを植えているところなのですが、近くに実家があるんですが、そちらの倉庫が手狭になり、今回、この土地を譲り受けて倉庫を作りたいということでした。調査をしましたが、妥当なのかなという感じでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(後藤)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明

総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の8-2番は、許可することに決定いたしました。

次に、4ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (中山)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 4 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、5 ページ、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 5 ページ、8-1 番から 4 番について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 8-1 番から 4 番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の 8-1 番から 4 番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(4)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第 6 の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・ 8 月 3 日配付参考図書(4 種)の活用について ・ 委員連絡網について ・ 前任者からの引継について ・ 担当地区及び班分け(8 月 3 日決定分)について ・ 班別会議の場所(案)について ・ 活動記録の徹底について(記録内容確認、未作付けの水田には要注意、農家訪問アンケートの実施など) ・ 認定農業者等への農地利用意向把握(アンケート)活動の実施について ・ 地区別農地利用最適化推進会議(9 月 17 日開催)への出席について ・ 委員歓送迎会の開催について ・ 川薩普及だよりについて(資料配付) ・ 熱中症対策の徹底について(資料配付) ・ 農地売買価格に関するアンケートについて ・ 公務災害補償制度について ・ 農業新聞の購読について ・ 農家訪問アンケート(農地利用意向調査)について

議長

ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和 8 年第 8 回総会の全てを終
了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員